

## ICC Air サービス契約約款

### 第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社アイ・シー・シー(以下、「当社」といいます)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づき、ICCAir サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより ICACair サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、事業法の規定その他に基づき、この約款を変更することができます。この場合は、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. ICACair サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
5. ICACair サービス	ICACair サービス網を使用して行う電気通信サービス ※最大速度は規格上の数値であり、回線の混雑状況やお客様の通信環境により、通信速度は低下する場合があります
6. ICACair サービス取扱所	1. ICACair サービスに関する業務を行なう当社の事業所 2. 当社の委託により ICACair サービスに関する契約事務を行なう者の事業所
7. 契約	この契約約款に基づき当社と加入者の間に締結される ICACair サービスの提供に関する契約
8. 加入者	この契約約款に基づき利用契約を当社と締結し、ICACair サービスの提供を受ける者
9. 加入者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 無線機器	ICACair サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
11. 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受け取るための電気通信設備
12. 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の部分の設備の場所が他の部分の設備の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
13. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
14. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15. SIM カード	利用者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ICACair サービスの提供を受けるために当社が、加入者に貸与するもの。
16. 技術基準	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)で定める技術基準
17. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

### 第2章 契約

(ICACair サービスの種類等)

第4条 契約には、料金表に規定する種類があります。

(契約の単位)

第5条 当社は、加入者回線 1 回線ごとに一の契約を締結します。この場合、加入者は一の契約につき 1 人に限ります。

(加入申込みの方法)

第6条 加入の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を当社または代理店に提出していただきます。

①料金表に定める本サービスの種類

②その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

(加入契約の成立)

第7条 加入契約は加入申込者が所定の加入申込書を当社へ提出し、加入申込者が契約の条件を記した書面を受領した時に成立するものとします。

2. 当社は、前項の定めにかかわらず、次の場合には加入申込を承認しないことがあります。

①ICACair サービスを提供することが技術上著しく困難な場合。

②加入申込をしたもののが、ICACair サービスの料金その他の債務の支払いを怠る恐れがある場合。又は、過去にその事実があった場合。

③その他、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

(最低利用期間)

第8条 加入者が ICACair サービス端末機器を設置した月の翌月を利用開始月とし、最低利用期間は利用開始月から 3 ヶ月間とします。

2. 加入者は、利用期間が前項の期間に満たない場合は、違約金として 2,980 円(課税対象外)が発生します。

(契約内容の変更)

第9条 当社は、加入者から請求があったときは、第6条(加入申込みの方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第7条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第10条 加入者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(加入者が行う契約の解除)

第11条 加入者は、契約を解除しようとするときは、予めそのことを当社が別に定める本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2. 前項による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器及び SIM カードを当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。

3. 加入者は、契約を解除しようとする場合、解除を希望する日の 30 日以前に当社に届け

るものとします。  
(当社が行う契約の解除)

第12条 当社は、次の場合には、その契約を解除できるものとします。

- ①第 1 条(利用停止)第 1 項各号の規定により本サービスの利用停止をされた加入者が、当社が指定した期間内にその停止事由を解消または是正しないとき。
- ②当社または加入者の責めに帰すべき事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構造が困難で本サービスの継続ができないとき。
2. 第 1 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することができます。
3. 当社は、第 1 項及び第 2 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、その加入者に解除の旨を通知します。
4. 当社は、第 1 項及び第 2 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### 第3章 無線機器

(無線機器の貸与)

第13条 当社は、別に定める料金表により無線機器を提供します。

2. 当社が認める場合を除き、加入者は提供した無線機器の交換を請求できません。
3. 前項の場合は、加入者は、無線機器を本来の用法に従いつゝ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意又は過失により貸与した無線機器を毀損又は滅失したときには、加入者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとします。

(無線機器の運用)

1. 当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、無線機器に對し必要なデータの更新等を行うことがあります。
2. 加入者は前項の更新を承諾するものとします。

### 第4章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。

- ①当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- ②第 1 条(利用の制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき。
2. 規定により、本サービスの利用を中止するときは、予めそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。
- ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行なう事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- ②加入の申込みに当たって、当社所定の書面に事實に反する記載を行なったことが判明したとき。
- ③第 3 条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
- ④事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- ⑤事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するなどして、加入者がその支払の事実を確認できないとき。
- ⑥本サービスの利用が第 3.5 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当したとき。
- ⑦加入者が、当社が提供する他のサービスに加入し、その料金等または工事費の支払いを怠っている場合。
- ⑧前各号の他、この契約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行なったとき。

(契約の維持)

1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。
- ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行なう事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- ②加入の申込みに当たって、当社所定の書面に事實に反する記載を行なったことが判明したとき。
- ③第 3 条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
- ④事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- ⑤事業法または事業法施行規則に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するなどして、加入者がその支払の事実を確認できないとき。
- ⑥本サービスの利用が第 3.5 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当したとき。
- ⑦加入者が、当社が提供する他のサービスに加入し、その料金等または工事費の支払いを怠っている場合。
- ⑧前各号の他、この契約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行なったとき。

(利用の制限)

1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。
- ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行なう事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- ②加入の申込みに当たって、当社所定の書面に事實に反する記載を行なったことが判明したとき。
- ③第 3 条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
- ④事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- ⑤事業法または事業法施行規則に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するなどして、加入者がその支払の事実を確認できないとき。
- ⑥本サービスの利用が第 3.5 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当したとき。
- ⑦加入者が、当社が提供する他のサービスに加入し、その料金等または工事費の支払いを怠っている場合。
- ⑧前各号の他、この契約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行なったとき。

(利用の制限)

1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。
- ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行なう事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- ②加入の申込みに当たって、当社所定の書面に事實に反する記載を行なったことが判明したとき。
- ③第 3 条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
- ④事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- ⑤事業法または事業法施行規則に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するなどして、加入者がその支払の事実を確認できないとき。
- ⑥本サービスの利用が第 3.5 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当したとき。
- ⑦加入者が、当社が提供する他のサービスに加入し、その料金等または工事費の支払いを怠っている場合。
- ⑧前各号の他、この契約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行なったとき。

(契約の維持)

1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。
- ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行なう事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- ②加入の申込みに当たって、当社所定の書面に事實に反する記載を行なったことが判明したとき。
- ③第 3 条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
- ④事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- ⑤事業法または事業法施行規則に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するなどして、加入者がその支払の事実を確認できないとき。
- ⑥本サービスの利用が第 3.5 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当したとき。
- ⑦加入者が、当社が提供する他のサービスに加入し、その料金等または工事費の支払いを怠っている場合。
- ⑧前各号の他、この契約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行なったとき。

(利用の制限)

1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。
- ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行なう事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- ②加入の申込みに当たって、当社所定の書面に事實に反する記載を行なったことが判明したとき。
- ③第 3 条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
- ④事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- ⑤事業法または事業法施行規則に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するなどして、加入者がその支払の事実を確認できないとき。
- ⑥本サービスの利用が第 3.5 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当したとき。
- ⑦加入者が、当社が提供

為

- ⑩他の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑪違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑫違法行為(拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しましたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- ⑬人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑭人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑮その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ⑯犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ⑰その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(情報等の削除)

第36条 当社は、加入者による本サービスの利用が第35条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適切と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- ①事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除または他者が閲覧できない状態に置きます。

②第16条(利用停止)に基づき本サービスの利用を停止します。

③第12条(当社が行う契約の解除)に基づき利用契約を解除します。

- 2. 前項の措置は第34条(自己責任の原則)で定める加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(通信の秘密の保護)

第37条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

- 2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、加入者が第35条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ加入者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することが出来ます。

(相互接続事業者の本サービス)

第38条 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

- 2. 契約の解除があった場合は、その解除に伴い、当社の相互接続事業者の本サービス利用契約についても解除します。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第39条 当社は、本サービスに係る基本的な技術的・事項および加入者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(初期契約解除)

第40条 加入者は、当社が発行する契約締結書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。

- 2. 前項の規定による解除は、同項の書面を発した時に生じます。
- 3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、加入者は損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。

ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた本サービスの利用料、加入登録料、及び既に工事が実施された場合の工事費と、追加部材費は請求されます。また、これらの費用の他に契約に関連して当社が金銭等を受領している際には、当該金銭等を加入者に返還します。

- 3. 当社の初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無かったことにより、加入者が8日間を経過するまでに契約を解除できなかつた場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から、8日間は契約を解除することができます。

(営業区域)

第41条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第42条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(関連法規の遵守)

第43条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(国内法への準拠)

第44条 この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等について名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

(協議事項)

第45条 本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

**附 則 約款の施行日及び改正日**

2019年8月1日 施行

2022年7月1日 改正

## ICC Air サービス料金表

### 通 則

(料金表の適用)

1. 当社が提供する ICC Air サービスに関する料金は、この料金表に規定します。
2. 料金等の変更
3. 当社は ICC Air サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することができます。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。
4. 料金等の臨時減免および告知
5. 料金は、すべて税込価格です。
6. 加入契約料、利用料、工事費は、加入促進のため割引することができます。

### 1. 加入登録料

加入登録料	システム登録等の契約手続きに要する費用としてお支払いください ただく一時金です。	3,300円
-------	---------------------------------------------	--------

### 2. 利用料

サービスの種類	内 容	月額料金
ICC Air サービス (個人ユーザー向け)	一の非固定グローバル IP アドレス	3,278 円

\*各サービスは、独自ドメインの取得およびサーバの設置はできません。

### 3. 工事に関する費用

項 目	内 容	料金額
機器設置費	ICC Air端末の設置	0円
機器撤去費	ICC Air端末の撤去 (機器をICCショールームまで持参ください。)	0円

### 4. 弁済費用

項 目	内 容	料金額
ルーター端末補償費	機器未返却や紛失及び破損時に請求	22,000円
SIMカード補償費	SIMカード未返却や紛失及び破損時に請求	3,300円

### 附 則 約款の施行日及び改正日

2019年8月1日 施行

2022年7月1日 改正